

旭川市保健所運営協議会における協議事項

担当課 保健総務課

No. 1

【協議事項】

初期救急医療体制（夜間、休日等の救急診療）における診療時間の変更について

1 説明要旨

在宅当番医により行っている夜間、休日等における内科及び外科の救急診療については、平成30年12月1日から診療時間の変更を予定しております。

なお、在宅当番医による診療を行わなくなる時間帯について、現在、他の体制により行う方法を検討しています。

8月下旬から9月下旬にかけて、意見提出手続（パブリックコメント）の実施を予定しており、現時点での状況で皆様方のご意見を伺います。

2 経緯

(1) 現状

- ・夜間、休日等における比較的軽症な救急患者に対する初期救急医療を確保している。
- ・市立旭川病院（H30年度から夜間急病センターより診療業務移管）のほか、開業医療機関による在宅当番医制により行っている。

(2) 課題

- ・新規開業医の減少、医師の高齢化等の理由から協力当番医療機関が減少している。

結果

1 医療機関当たりの当番回数の増加に加え、コンビニ受診の増加等により、医師をはじめ職員の過重労働、負担増大が長年の課題であった。

(3) 見直しの検討等

- ・初期救急医療体制は、今後も維持する必要があるとの考えから見直しを行ってきた。
- ・在宅当番医による急病対策事業を持続可能なものとするため、関係団体と協議した。

(4) 検討等の結果

- ・在宅当番医の診療時間の短縮、市民の理解、協力を得て維持していくとの結論を得た。
- ・診療時間の短縮により生じる在宅当番医による診療を行わなくなる時間帯については、他の体制により行う方法を検討している。

3 変更内容

	(現 在)	(変更後)
(1) 夜 間 (毎日)	診療時間 18時～22時	⇒ 受付時間 18時～ <u>21時</u>
(2) 土曜日	診療時間 13時～18時	⇒ 受付時間 13時～ <u>17時</u>
(3) 休 日	診療時間 9時～18時	⇒ 受付時間 9時～ <u>17時</u>

※ 休日とは、日曜日、国民の祝日及びその振替休日、年末年始、8月15日をいいます。

※ 現在は、診療時間を22時（18時）までとじていますが、実際には22時（18時）までに受付け（来院）があった場合は診療を行っています。変更後は、受付け（来院）を21時（17時）までとし、それまでに受付け（来院）があった場合に診療を行うこととなります。